

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年3月28日
規則第18号

令和3年4月1日規則第74号

令和3年7月1日規則第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第65号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備)

第3条 条例第11条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 居室 次に定める基準
 - ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室及び便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じた適当な広さを有すること。

(感染症の予防等のための措置)

第4条 条例第15条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止のための措置)

第5条 条例第19条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

(電磁的記録等)

第6条 福祉ホーム及びその従業者は、記録、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。